

腐敗行為防止方針

1. 基本方針

当社は、贈収賄(※1)、利益相反(※2)、横領、利益供与の強要、不正入札等、自己または第三者の職務上の権力や地位を濫用する、いわゆる腐敗行為の一切を禁止するとともに、当社の取引先等に係る腐敗行為もこれを認めません。

2. 腐敗行為防止の取り組み

当社は、腐敗行為を防止するために、以下の取り組みに注力し、その取り組み状況を当社取締役会に定期的に報告します。

また、当社の取引先等に対しても、腐敗行為防止に関するこれらの取り組みを進めていくよう、求めてまいります。

(1)法令遵守

国内における不正競争防止法等の関連法令を理解し、これを遵守します。

また、国家公務員倫理法等についてもその趣旨を理解し、当該法令に抵触する事態を発生させないよう努めます。

2)贈答、接待等に関する記録、保管の徹底

当社全ての役員・従業員が、社会通念上許される範囲を超えた贈答、接待等を行っていないことを証すべく、会計ルールに則った適切な記録と証跡管理を徹底するとともに、会計計上にあたらない、取引先等との間の接待・贈答等についても、適宜報告を求め、会社として記録、保管していきます。なお、報告を受けた内容については、取りまとめの上、取締役会に定期的に報告します。

3)周知・啓発活動の充実

本方針および関連規程については、当社の全ての役員および従業員(※3)に対して、周知に努めるとともに、定期的な研修等によりその理解を深める取り組みを推進します。

また、本方針を当社ホームページへ開示し、当社の取引先等にも情報提供することで、ステークホルダーにも本方針への理解を得るべく、努めていきます。

(4)違反の疑義がある場合の報告

本方針および関連規程、ならびに関係法令等に抵触する恐れ、疑義が生じた場合、または内部通報制度(※4)から報告を受けた場合は、誠実に実態の確認を行い、必要な是正を行います。

(5)違反等の処置

当社の役員または従業員が本方針に違反した場合、当該役員または従業員が属する当社の社内規則等に基づき、厳正に処分します。また、当社の起用するアドバイザー、コンサルタント、代理人、請負人等が

本方針に違反した場合も、厳正に対処します。

なお、当該違反行為が発覚した場合は、取締役会に報告します。